

# 岐阜県での豚コレラ2例目発生を受け、 飼養衛生管理基準の再確認を！

岐阜市畜産センター公園での2例目の豚コレラ発生に係る疫学調査の結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底をお願いします。

## 1. 野生動物等からの病原体の侵入防止

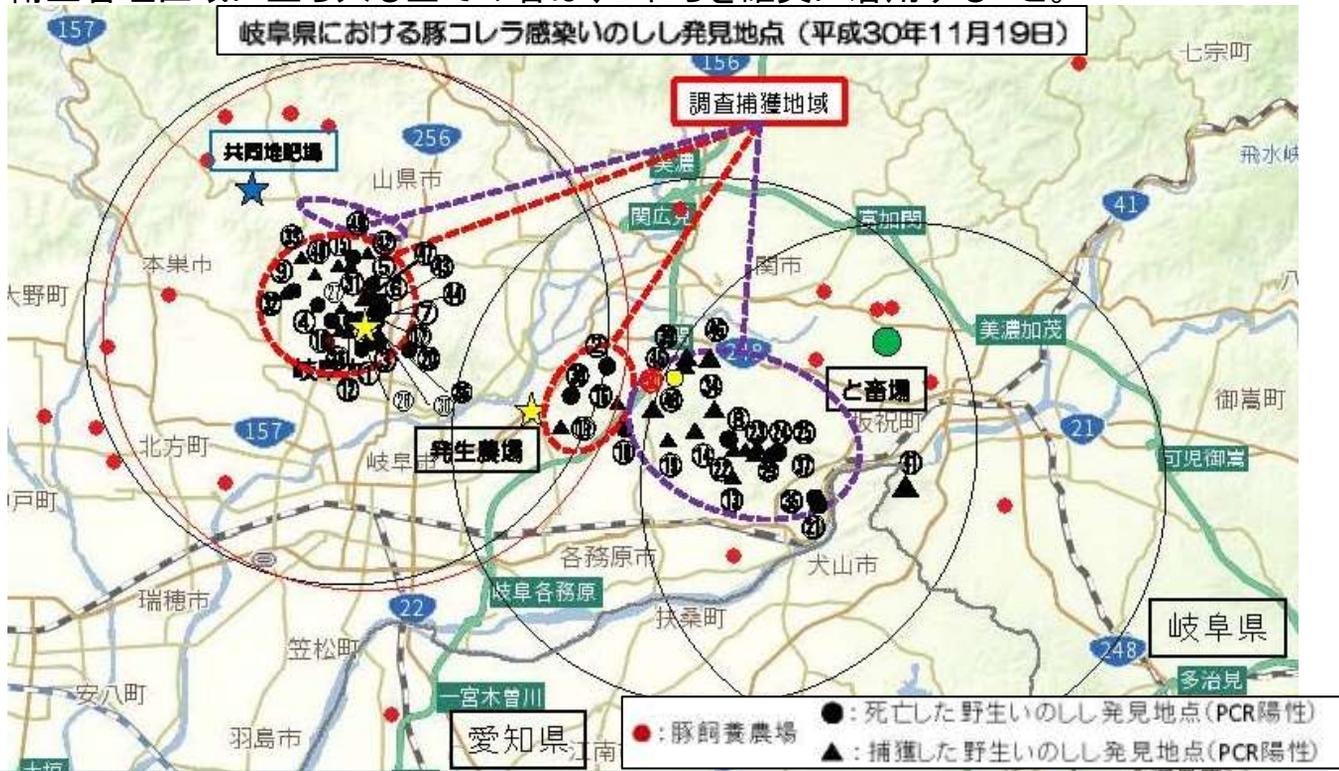
野生動物等からの病原体の侵入防止のため、電柵やワイヤーメッシュを設置することにより、衛生管理区域への野生いのししの侵入を防止すること。

## 2. 衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、**十分な水洗**を行い、**適切な消毒**を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

## 3. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、**衛生管理区域専用の衣服及び靴**を設置し、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。



家畜に異常等があれば、すぐに当所まで連絡をお願いします！

京都府中丹家畜保健衛生所 福知山市字半田371-2  
TEL 0773-25-1860 FAX 0773-25-1861  
(休日・夜間は転送されます)